

相模原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月22日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第7号

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成12年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1号の表2の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を、「書面」の次に「(以下「戸籍証明書」という。)」を加え、同表8の項

「

中

法第48条第2項 又は第117条	届書その他市町村長の受 理した書類の閲覧	1件
---------------------	-------------------------	----

を

」

「

法第48条第2 項、第117条又 は第120条の6 第1項	届書その他市町村長の受 理した書類の閲覧又は届 書等情報の内容を表示し たものの閲覧	1件 (書類又 は届書 等情報 の内容 を表示 したも のごと に1件)
--	---	--

に改め、同項を同表

」

10の項とし、同表7の項を同表9の項とし、同表6の項中「第117条」の次に「、第120条の6第1項」を、「受理の証明書」の次に「、届書等情報の内容の証明書」を加え、同項を同表8の項とし、同項の前に次のように加える。

7	法第120条の3 第2項	除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	1件 (除籍電子証明書提供用識別符号ごとに1件)	700円
---	-----------------	---	-----------------------------	------

別表第1第1号の表5の項を同表6の項とし、同表3の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を、「書面」の次に「(以下「除籍証明書」という。)」加え、同項を同表5の項とし、同表4の項を削り、同表2の項の次に次のように加える。

3	<p>法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条</p>	<p>戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>1件 (証明事項ごとに1件)</p>	<p>350円</p>
4	<p>法第120条の3第2項</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若し</p>	<p>1件 (戸籍電子証明書提供用識別符号ごとに1件)</p>	<p>400円</p>

	くは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
--	----------------------------------	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。